

令和 7 年 7 月 25 日

保護者 様

北 区 教 育 委 員 会
北 区 立 明 桜 中 学 校

学校園における「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について

日頃より、本区の教育活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今年の夏も全国的に気温が高いことが見込まれています。引き続き、幼児・児童・生徒の生命と健康、安全を確実に確保していくため、学校と家庭、地域と教育委員会とが連携して対応進めてまいります。

さて、昨年4月から、「熱中症警戒アラート」より一段上の「**熱中症特別警戒アラート**」（以下、「**本アラート**」という）の運用が開始されています。本アラートが発表された際には、広域的に例のない危険な暑さ等になることが予想され、人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがあり、登降園、登下校中においても、同様のことが起こり得ます。

つきましては、幼児・児童・生徒の生命と健康、安全を確実に確保するため、本アラート発表時には、下記のとおり対応いたします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後、国や都より、新しい対応が示される可能性があるため、下記の内容については、変更となる場合があります。

記

1 本アラートについて

都内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に、**前日の午後2時頃に発表**されます。

本アラートは「熱中症予防情報サイト（環境省）」(<https://www.wbgt.env.go.jp/>)から確認することができます。

2 本アラート発表時の対応について

本アラート発表時は、過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることから、幼児・児童・生徒の生命を第一に考え、原則として、園・校外での教育活動について、中止又は延期とします。

3 本アラート発表時の具体的な対応について

(1) 区立こども園、区立学校は、臨時休業とします。

(2) こども園は、2号認定の幼児についての保育は実施します。

(3) 部活動は、屋内外での実施を問わず原則、中止とします。大会等がある場合は、大

会主催者の判断に委ねますが、生徒の安全を第一に考え出場を見合わせる等学校が適切に判断します。

- (4) 宿泊学習等は、東京都外の場所での活動については、当該の道府県において本アラートが発表されているか確認のうえ、活動内容等について適切に判断します。

宿泊学習等に出発する学校については、実際に活動する道府県で本アラートが発表されていない場合は、宿泊学習を実施します。ただし、登校時刻をずらす等の措置がとられる場合があります。

宿泊学習等から帰京する学校については、暑さ指数(WBGT)を確認し安全に十分配慮し帰京します。ただし、下校時刻をずらす等の措置がとられる場合があります。

- (5) 放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」については、以下のとおり実施します。

ア 学童クラブは、やむを得ない事情のある家庭の児童のみ、長期休業期間に準じ、1日育成を実施します。

イ 一般登録(放課後子ども教室)は、休室とします。ただし、早朝・夕方延長利用登録児童については、学童クラブと同様に実施します。

4 本アラート発表時後の手続きについて

午後2時頃の本アラートの発表を受け、教育委員会より、tetoruを用いて、登録している全保護者の皆様へ通知します。

なお、tetoruにご登録いただいていない保護者の皆様へは、学校・園より個別にお知らせします。この機会に、ご登録のご検討をお願いします。

5 教育委員会からの通知があった後の対応について

- (1) 翌日の対応については、学校・園より保護者の皆様へtetoruにてお知らせします。

なお、本アラートが、休業日や休日に発表された場合には、翌日の登園、登校時刻前までに休業中の対応について学校・園よりお知らせします。

- (2) 本アラート発表翌日、原則、学童クラブは開所予定です。詳細は、学童クラブ所管課から発出される通知をご参照ください。

6 その他

令和6年度において、「熱中症特別警戒アラート」が発表された事例はありません。

【連絡先】

北区立明桜中学校 副校長 山根 純

電話 5959-0031 平日 午前8時15分から午後16時45分まで

【お問い合わせ】

○学校教育全般に関すること

教育指導課 03-3908-9287

○宿泊行事に関すること

学校支援課 03-3908-1541

○放課後子ども総合プランに関すること

子どもわくわく課 03-3908-9128